

令和5年度第1回
袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議次第

日時 令和5年5月22日（月）
午前10時から
場所 市役所旧館3階大会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 市長挨拶

4 委員自己紹介

5 事務局職員紹介

6 議 題

(1) 委員長・副委員長の選出について

(2) 子育て支援施策について

(3) その他

7 その他

8 閉 会

子育て支援施策について

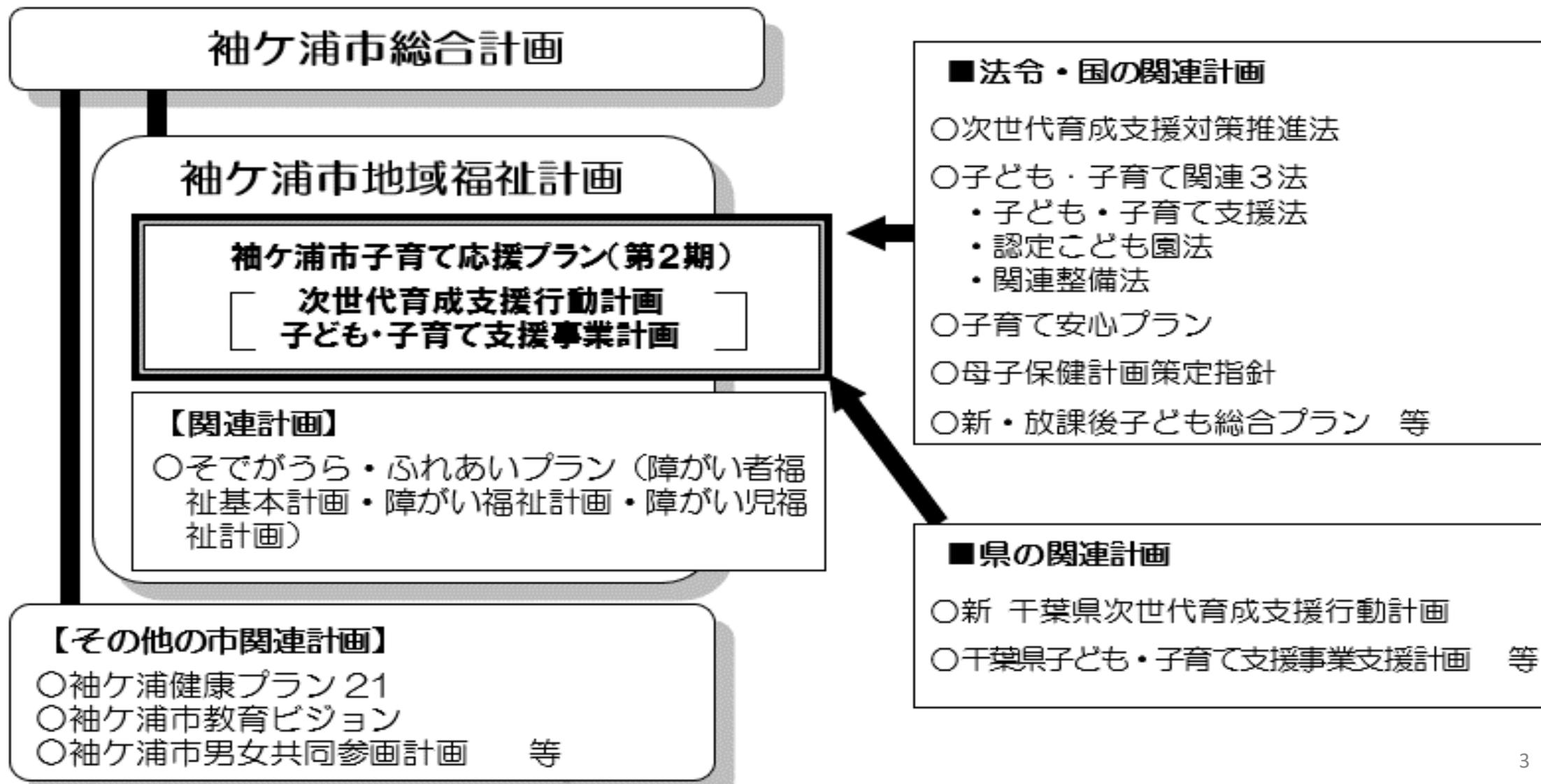
令和5年5月22日

第1回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議
袖ヶ浦市 市民子育て部 子育て支援課

子育て支援施策について

1. 袖ヶ浦市における子育てに関する計画
2. 袖ヶ浦市子育て応援プラン
3. 子育て応援プランの基本理念及び施策体系
4. 子ども・子育て支援新制度
5. 教育・保育の量の見込みと提供体制

1. 袖ヶ浦市における子育てに関する計画



2. 袖ヶ浦市子育て応援プラン

子育て応援プランの趣旨

- 地域の実情に応じた教育・保育、子ども子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、本市における今後の子育て支援の方針を定め、子育て支援の各事業を計画的に推進する。
- 計画期間
 - 第1期(平成27年度～令和元年度)
 - 第2期(令和2年度～令和6年度)

子育て応援プランに内包される2つの計画

次世代育成支援行動計画

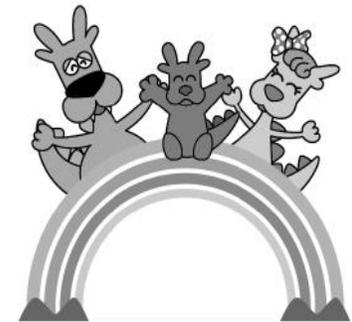
18歳未満程度までの子どもを対象とする、子育て支援・母子保健・教育・住宅等を含む広範な政策についての計画

子ども・子育て支援事業計画

就学前の子どもと小学生を対象とし、教育・保育提供区域ごとの幼児教育・保育の各事業の見込み量とその確保方策等について定める計画

袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）

〔 次世代育成支援行動計画
子ども・子育て支援事業計画 〕



令和2年3月
袖ヶ浦市

3. 子育て応援プランの 基本理念及び施策体系

基本理念

子どもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち

計画推進のための基本的視点

妊娠・出産・子育て
に関わる切れ目の
ない支援の視点

すべての子ども
を支える視点

地域全体で
支える視点

施策体系

- ① 地域における子育て支援の充実
- ② 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進
- ③ 子どもが健やかに育つ教育環境の整備
- ④ 子育てを支援する生活環境の整備
- ⑤ 仕事と家庭の両立の推進
- ⑥ 子どもの安全の確保
- ⑦ 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備

① 地域における子育て支援の充実

【施策の展開】

地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで子育てを支えるネットワークづくりを推進します。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

【目指す姿】

- すべての子育て家庭が必要とするサービスを受けることができる。
- 保護者の育児の不安や負担が軽減され、肯定感を持って子育てをしている。
- 子育てが地域の人に支えられ、孤立感や子育てに対する不安が解消している。

① 地域における子育て支援の充実

基本施策	具体的な事業
(1)地域における子育てサービスの充実	<ul style="list-style-type: none">・地域子育て支援拠点事業・ファミリー・サポート・センター事業・子育てポータルサイトの活用 など
(2)保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">・延長保育、障がい児保育・待機児童解消のための保育所等の整備・市立保育所、幼稚園のあり方検討 など
(3)子どもの健全育成環境の充実	<ul style="list-style-type: none">・保育所の園庭開放・放課後児童健全育成事業・放課後児童クラブの環境改善 など
(4)子育て支援ネットワークづくりと人材の活用	<ul style="list-style-type: none">・子育て支援ボランティア・NPOへの支援・地域福祉活動団体支援事業 など
(5)子育てにかかる経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none">・幼児教育・保育の無償化・中学生までの子どもの医療費助成

② 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進

【施策の展開】

母子保健の充実及び親や家庭の健康づくり支援、地域・学校・企業等のネットワークの構築を目指します。

また、思春期特有の体や心の問題に関する正しい知識の啓発・指導や、食を通じた心身の健全育成を図ります。

【目指す姿】

■妊娠期からの切れ目のない支援により、妊娠期間を健やかに過ごすとともに、安心して出産に臨み、子育てすることができている。

■子どもたちが健康に対する理解や健康づくりの大切さを認識するとともに、自主的に健康管理を行いながら、健康で安全な生活を送っている。

■幼児期からの食育に対する意識づけと主体的な取組みの実践により、食を通じて健全な体と豊かな心を育てている。

② 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進

基本施策	具体的な事業
(1)切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実	・妊婦・乳児健康診査 ・妊産婦・新生児訪問指導 ・産後ケア事業 など
(2)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	・巡回歯科保健指導(小中学生) ・未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策 など
(3)食育等の推進	・乳幼児の生活習慣の確立への支援強化 ・食生活改善推進事業 など
(4)子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	・地域子育て支援ネットワークの推進

③ 子どもが健やかに育つ教育環境の整備

【施策の展開】

子どもたちが、自ら学び、考え、行動できるよう、「生きる力」を育むことのできる、教育環境の充実に取り組みます。

これから親になっていく若い世代が、家族や家庭の大切さ、子どもを産み育てることの意義を理解できる環境づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

【目指す姿】

■子どもの生きる力の育成に向けた地域の教育環境が整備され、子ども一人ひとりが集団生活を通して、丈夫な体と豊かな心を育てている。

■地域の協力を得ながら、様々な体験・活動や学習の機会が提供され、子どもたちが、子育ての意義や家庭の大切さに対する理解を進める。

③ 子どもが健やかに育つ教育環境の整備

基本施策	具体的な事業
(1)未来の親の育成	・家庭教育総合推進事業 ・福祉教育
(2)子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備	・外国語教育支援事業 ・小中学校体験活動推進事業 ・小中学校基礎学力向上支援教員配置事業 など
(3)家庭や地域の教育力の向上	・ブックスタート事業 ・子どもを育む学校・家庭・地域連携事業 など
(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進	・情報教育推進事業、学校ICT教育支援事業

④ 子育てを支援する生活環境の整備

【施策の展開】

安心して子育てができるよう、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、子どもが身近な場所で、安心して遊ぶことのできる場所づくりを進めます。

【目指す姿】

■子どもと保護者が安心して外出し、遊ぶことができる生活環境が整備されている。

基本施策	具体的な事業
(1)安全な道路交通環境の整備	・園児等の移動経路における交通安全対策 ・安全な道路交通環境の整備
(2)安心して遊べる環境の整備	・都市公園の整備 ・子どもの遊び場の適正管理等

⑤ 仕事と家庭の両立の推進

【施策の展開】

男女が共に仕事と家庭での生活を両立できるよう、事業主や地域住民への広報・啓発に取り組みます。

多様な働き方に対応した保育サービス基盤の充実を図ります。

【目指す姿】

■子育て家庭がライフスタイルにあった保育サービスを選択し、利用でき、一人ひとりが望むワーク・ライフ・バランスが保たれている。

基本施策	具体的な事業
(1)仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等	・ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた啓発活動 ・男性の子育て・介護の参画促進
(2)多様な働き方に対応したサービス基盤の整備	・幼稚園における預かり保育 ・延長保育 など

⑥ 子どもの安全の確保

【施策の展開】

子どもが地域で安全に安心して暮らせるよう、地域住民と連携し、子どもを交通事故や犯罪等から守り、健やかに育つことのできる安全・安心な環境づくりを進めます。

【目指す姿】

- 子どもたちは、日常生活の中で、交通安全のルールや防犯意識を身に付け、犯罪などに巻き込まれない力が培われている。
- 地域の連携により、事故や犯罪から子どもたちが守られている。

⑥ 子どもの安全の確保

基本施策	具体的な事業
(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	・交通安全教育指導事業 ・交通安全啓発事業 ・園児等の移動経路における交通安全対策 など
(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	・交通・防犯ボランティア等への支援と各種パトロールの実施 ・各種パトロール(学校関連) ・子ども110番連絡所 など
(3)被害にあった子どもの支援の推進	・被害にあった子どもに対する相談体制の強化 ・心の相談事業 など

⑦ 配慮を必要とする子ども・子育て 家庭への支援体制の整備

【施策の展開】

児童虐待などの問題に対して、様々な関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭などの自立支援の推進、障がいのある子どもと家庭への支援、生活困窮世帯の子どもに対する支援など、子どもの健全な育成が保障される支援体制の充実に努めます。

【目指す姿】

- あらゆる機会において児童虐待が早期に発見され、適切・迅速な対応により子どもが守られている
- 障がいのある子どもたちが、障がいの特性に応じた支援とともに、成長過程に沿った継続的な支援や整備された環境のもとで、一貫した療養支援を受けている。
- 子育て家庭が相談しやすい環境や各種情報・支援が提供され、家庭環境にかかわらず、すべての子どもが心身ともに健やかに成長している。

⑦ 配慮を必要とする子ども・子育て 家庭への支援体制の整備

基本施策	具体的な事業
(1)児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に対する相談の充実 ・児童相談所との連携による児童虐待予防体制の強化 ・民生委員・児童委員、主任児童委員の活用による児童虐待防止 など
(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談 ・母子生活支援施設への入所 など
(3)障がい児施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談員の派遣 ・特別支援教育総合推進事業専門家チーム会議 ・放課後児童健全育成事業での障がい児受入れ など
(4)経済的に困難な子どもの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護・準要保護児童生徒への援助費の支給 など

4. 子ども・子育て支援新制度

平成27年4月より実施

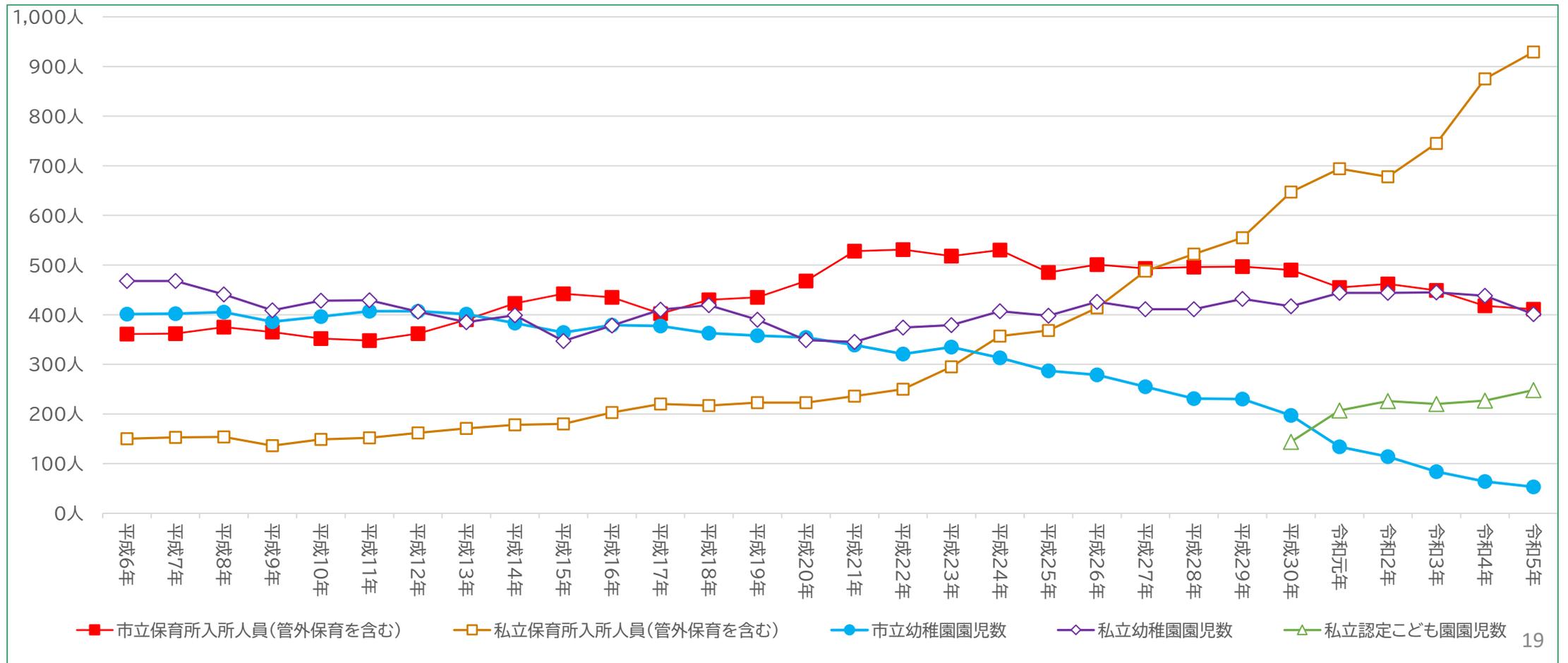
幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度

- 制度の概要(市町村が主体となって実施するもの)

子ども・子育て支援給付		地域の実情に応じた支援
施設型給付	地域型保育給付	地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none">・認定こども園・幼稚園・保育所	<ul style="list-style-type: none">・小規模保育・家庭的保育・事業所内保育など	<ul style="list-style-type: none">・地域子育て支援拠点事業・ファミリーサポートセンター事業・延長保育事業・放課後児童クラブ など

5. 教育・保育の量の見込みと提供体制

幼児教育・保育施設の在園者数の推移(各年度4月1日現在)

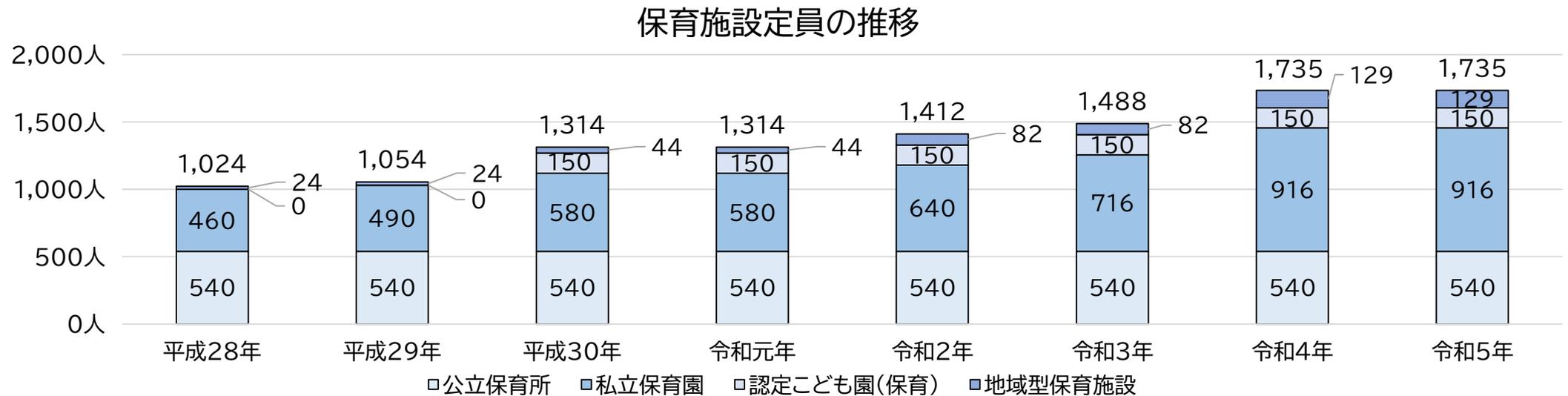
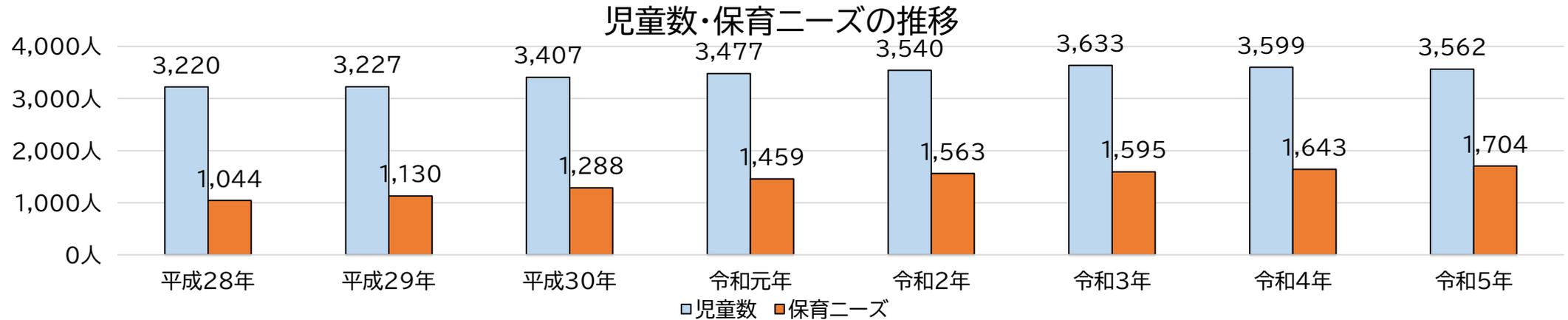


①子どもの認定区分

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、申請を受けた市が認定を行い、施設型給付が行われます。

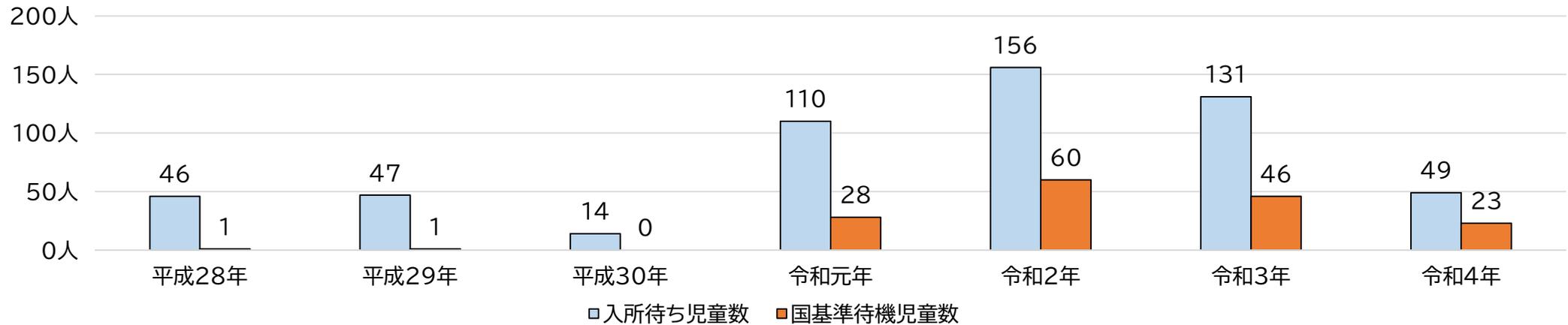
認定区分	給付内容	給付を受ける施設・事業
【1号認定】 満3歳以上の幼児期の学校教育のみの 就学前子ども（保育の必要性なし）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
【2号認定】 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた 就学前子ども（保育を必要とする子ども）	保育短時間 保育標準時間	保育所(園) 認定こども園
【3号認定】 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた 就学前子ども（保育を必要とする子ども）	保育短時間 保育標準時間	保育所(園) 認定こども園 小規模保育等

② 保育ニーズと確保方策



③ 保育所待機児童の状況

保育施設の入所待ち児童・待機児童数の推移



・袖ヶ浦駅海側地区への子育て世帯の転入などにより、入所待ち児童数が増加傾向にあったが、新規保育園の開設や既存保育園での弾力的な受け入れにより入所待ち児童数は減少している。

・未就学児童数は近年横ばいとなっているが、保育ニーズは上昇傾向が続いている。

・医療的ケア児など配慮が必要な児童の受け入れを行うため、保育士の確保を始めとして受け入れ体制の整備が課題となっている。